

平成 25 年 4 月 1 日作成

基準該当障害福祉サービス事業者 登録の手引き

必要に応じて取扱いを変更することがあります。

変更に伴い、提出書類の差し替えや追加をお願いすることがありますのでご了承ください。

平成 25 年4月

静岡市

1 基準該当とは

基準該当障害福祉サービスとは、静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例(平成 25 年静岡市条例第 12 号)に定める事項のうち「基準該当障害福祉サービスに関する基準」を満たすと認められる事業を行う事業所により行われる障害福祉サービスです。

主には、介護保険制度における指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定通所介護事業所等が、その利用定員の枠内で障害福祉サービス(生活介護、短期入所等)を提供する場合に活用されます。静岡県が主導となって推進している「ふじの国型福祉サービス」の共生型福祉施設の仕組みがこれに当たります。

静岡市では、静岡市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録に関する規則(以下「規則」という。)を定め、登録をすることによって、上記のように障害福祉サービス事業所の指定を受けなくても障害福祉サービスを提供することができるように整備をしています。

2 基準該当障害福祉サービス

所定の基準を満たし、障害福祉サービスの提供を希望する事業所は、規則に基づく登録を行います。この登録により、代理受領(利用者は事業者に対して利用者負担額のみ支払い、市町村から事業者に対して残りの金額を支払う仕組み)が可能となります。

3 登録の申請の相談、締め切り等

登録の基準日(事業開始日)は、原則として毎月1日です。申請書類の提出は事業開始日の前月 15 日(土曜、日曜、祝日等市役所が閉庁となる日にあたる場合はその直前の日)までにご提出ください。ただし、この時点で書類の不備等がある場合は希望の事業開始日に登録を受けることができなくなる恐れがありますので、できる限り余裕をもってご提出ください。

なお、基準該当事業者の登録の申請をしようとする場合は事前に市と相談が必要となりますので、静岡市役所障害者福祉課(054-221-1098)に電話でその旨をご連絡ください。

4 登録の決定について

市は申請者より提出された申請書類の内容を審査し、登録の可否を決定、通知をします。

5 事業者登録の効力について

市から登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業所は、静岡市以外に居住等をする障害者の方へのサービスの提供はできません。市外の方のサービスの提供については、その方が居住する市町村へご確認ください。

6 登録における留意事項について

市の条例で定める基準に基づいて審査しますが、人員や設備の要件(主に介護保険制度における要件)を満たせば登録できるものではなく、その地域において(登録申請を希望する)障害福祉サービスが提供されていないこと等により当該障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して提供するものである必要があります。

したがって、市内でもその地域の実情により判断が異なってきますのでご了承ください。

7 登録後の変更・再開・休止の届出について

規則第8条に基づき、申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、休止した事業を再開したときは、その再開の日から10日以内に、所定の届出書類をご提出ください。

8 申請書作成上の注意事項

■申請書類に押印する印鑑は、すべて法務局に登録されているものをご使用ください。

■提出する添付書類の大きさは、特別な事情がない限り、A4サイズ(縦)で作成してください。(建物の図面や財産目録、パンフレットなど、A4サイズでの提出が難しい場合は適宜サイズを変更していただいて構いません。)

■添付書類中、写し(原本でない場合)となっているものについては、必ず申請者である法人の代表者名で原本証明を行ってください。

【例】

平成△△年△△月△△日

原本に相違ないことを証明します。

社会福祉法人 静岡福祉会

理事長

静岡 太郎

印

■申請書類は正副2部を作成の上、副本については申請者側で保管してください。

9 特例介護給付費等の請求方法

基準該当障害福祉サービス等を提供した際は、その提供月の翌月の10日までに、次の書類を直接、市の障害者福祉課(自立支援担当)までご提出ください。

<請求に必要な書類>

- ①特例介護給付費等請求書(請求者印を押印すること)
- ②特例介護給付費等請求明細書
- ③サービス提供実績記録表(利用者確認印を押印したものの原本を提出)

※上記書類以外にも必要に応じて提出をお願いする場合があります。

※提出書類の写しを事業所側で控えてください。

10 添付書類一覧及びその留意事項について

番号	書類名称	書類別留意事項	チェック
1	登録申請書(様式第1号)	代表者の住所は、自宅の住所を記入	
2	登録に係る記載事項(付表)	申請するサービスごとに作成	
3	特例介護給付費等の代理受領に係る申出書(様式第5号)		
4	定款又は寄附行為もしくは条例等	原本証明を行うこと	
5	履歴事項全部証明書	3ヶ月以内発行のものに限る	
6	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表		
7	組織体制図		
8	管理者の経歴書及び資格を証明するもの	資格証は写しを提出すること	
9	サービス管理責任者の経歴書	配置のある場合のみ	
10	サービス管理責任者の資格証	配置のある場合のみ	
11	サービス管理責任者の実務経験証明書	配置のある場合のみ	
12	従業者の資格を証明するもの	資格証は写しを提出すること	
13	事業所位置図	詳細の場所がわかるようにすること	
14	事業所平面図及び概要写真	内部及び外観の写真を添付すること	
15	居室面積一覧表		
16	防火対象物使用開始届等	消防署へ届出を行った申請書の写し	
17	設備、備品等一覧表		
18	運営規程	最新のを添付すること	
19	利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要		
20	資産(財産)の状況	貸借対照表、財産目録など	
21	法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の制約書		
22	役員等名簿	押印したものを提出すること	
23	協力医療機関との契約等の状況がわかるもの		
24	主たる対象者を特定する理由書	対象者を特定する場合のみ	
25	パンフレット等		
26	事業計画書		
27	収支予算書		
28	介護保険法に基づく事業の指定書	写し(原本証明)を提出すること	
29	給付費等の請求に関する事項		
30	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書		
31	介護給付費等算定に係る体制状況一覧表		
32	食事提供体制加算に係る届出書	加算を算定する場合のみ	
33	介護職員等処遇改善加算等に係る届出書	加算を算定する場合のみ	

11 基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

	概要	主な基準
生活介護	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。	<p>①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他：指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	<p>①従業者：基準該当生活介護及び特区により提供する自立訓練を受ける利用者数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日あたりの上限とし、25人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
短期入所	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のいち宿泊サービスを提供するもの。	<p>①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上</p> <p>②その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当生活介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日あたりの上限とし、25人以下(宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から9人までの範囲内)指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

静岡市役所

保健福祉局 福祉部 障害者福祉課 自立支援担当

〒420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡庁舎新館 15 階

電話:054-221-1098 / FAX:054-221-1494

E-mail: shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp